

# 平成 29 年度（前期）岩倉軽トラ市出店募集要領

主催…岩倉市・NPO法人いわくら観光振興会  
主管…岩倉軽トラ市実行委員会  
後援…岩倉市商工会、JA愛知北

## 1 開催日時

第1回（岩倉桜まつり協賛）

…平成 29 年 4 月 8 日（土）午前 10 時～午後 5 時

（雨天時は 9 日（日）に延期）

※準 備…午前 9 時～10 時（搬入は 9 時 30 分までに行うこと）

片付け…午後 5 時～午後 5 時 30 分

第 2 回…平成 29 年 5 月 21 日（日）午前 9 時～正午

第 3 回…平成 29 年 6 月 18 日（日）午前 9 時～正午

第 4 回…平成 29 年 7 月 16 日（日）午前 9 時～正午

※準 備…午前 8 時～9 時（搬入は 8 時 30 分までに行うこと）

片付け…正午～午後 0 時 30 分

## 2 開催会場

第 1 回 くすのきの家駐車場（岩倉市中本町西出口 15-1）

第 2～第 4 回 JA 愛知北岩倉支店駐車場及び集いの広場（岩倉市本町神明西 11）

## 3 目 的

軽トラック等の荷台で農産物・加工品、商工業品等の販売などを行うことで、消費者、生産者、商工業者相互の交流を深め、賑わいの創出を図る。

## 4 出店条件

- （1）当事業の趣旨に賛同し、販売物の適合性等、実行委員会の審査を受け、適格と認められた団体及び個人の方。なお、市内在住者を問いません（露店商を除く）。
- （2）軽トラック又は軽自動車での出店。
- （3）使用軽自動車の所有者及び当日の運転者の住所氏名、車のナンバー・任意保険加入等、実行委員会の審査を受け、適格と認められた方。
- （4）食品衛生法に基づく許可等、出店者個々の営業に必要な許認可等は、出店者各自で対応願います（申込書と一緒に許可証等の写しを提出してください）。
- （5）飲食関連の出店者においては、あらかじめゴミ袋（箱）等を備えるなど自店商品の使い捨て食器等の回収にご配慮ください。
- （6）営業終了時には周辺の清掃をお願いします。
- （7）販売が早く終了した場合にも、終了時間までは出店場所で待機してください。
- （8）軽トラ市をよい良いものにするため、実行委員会・会議に極力参加すること。

## 5 出店料および納入方法

<出店料> 1台・1区画1回につき 3,000円（第1回のみ 4,000円）

※1区画 間口 5m×奥行き 4m（軽車両+売場スペース+通路）

<納入方法> 申し込みと同時に納入してください。

※天候の影響等により主催者判断による開催中止及び出店取消が開催日の 10 日以前であれば出店料は返戻致します。

## 6 募集台数

最大 35 台

## 7 申込締切及び募集期間

第 1 回 …平成 29 年 3 月 15 日（水）まで

第 2 回～第 4 回…平成 29 年 4 月 14 日（金）まで

※募集台数を超えた申し込みがあった場合は抽選。満たない場合は随時募集。

## 8 出店申し込み方法

出店申込書に必要事項を記入の上、必要書類、出店料を添えて、直接、事務局までお持ちください。

※出店申込書は、商工農政課窓口で受け取られるか、または岩倉市ホームページからダウンロード。(URL <http://www.city.iwakura.aichi.jp/0000002351.html>)

※この他、出品される商品によっては「営業許可証」(※飲食関連、ペット等の販売などをされる方)の写しが必要となります。

※火気器具等をご使用されるお店については、①消火器の準備が必要です。開催日当日は、消防署による検査があります。②事前に消防署への届出が必要となる為、申込書に使用の有無を明記してください。(届出は実行委員会一括で行います。)

## 9 軽トラ市チラシへの広告掲載

(1) 掲載情報…出店者名(個人名、会社名問わず)主力商品名など

※文字数は20文字以内。フォント、文字の大きさなどはチラシのバランスのため、実行委員会で決定させていただきます。出店されない回の広告掲載はできません。

(2) 広告掲載料…2,000円※同じ内容で前期分掲載されますが、文字の変更は可。

(3) 配布予定先…出店者、岩倉市内各公共施設、協力店舗、中日新聞折込(基本的に開催日の前日に岩倉市、江南市の一部)

(4) 締切…第1回分…平成29年3月15日(水)まで、第2回～第4回…平成29年4月14日(金)まで(締切り後も随時受付けますが、チラシ作成の都合上、広告掲載を希望する場合は、開催日の3週間前までに申し込み)

(5) 掲載申し込み方法…出店申込書の広告掲載希望者記入欄に必要事項を記入の上、掲載広告料を添えて、直接、事務局までお持ちください。

<岩倉軽トラ市実行委員会事務局>

〒482-8686 愛知県岩倉市栄町一丁目66番地

岩倉市役所4階商工農政課内 TEL 0587-38-5812(直通)

## 10 留意事項

(1) 出店の許可は実行委員会で審査の上、判断します。

(2) 出店者は実行委員会の指示に従ってください。

(3) 出店場所は実行委員会が指示させていただきます。

(4) コピー商品など法律に違反する物品や社会通念上ふさわしくないと実行委員会判断したものは販売できません。

(5) その場で提供する生ビールなどのアルコール類は販売できません。

第1回(岩倉桜まつり協賛)に限りアルコール類の販売も可としますが、看板やチラシ等で飲酒運転の禁止(自転車等を含む)などの周知を徹底してください。

(6) 出店申し込み時に身分証明書の写しを提出してください。

(7) 販売品目を変更する場合は、あらかじめ事務局にお届けください。

(8) 販売に関する全ての備品及びつり銭等については各自ご用意下さい。

(9) 水道は供給できません。必要な場合は各自ご用意ください。

(10) 火気器具等をご使用の場合は、火災防止の為、消火器を各自ご用意ください。

(11) 申込書にある誓約事項の違反等が認められた場合の他、実行委員会の判断で出店をお断りすることもあります。

(12) 実行委員会ブース、実行委員会の依頼したイベント出店者の出店もあります。

(13) 出店に関する事故・販売におけるトラブル等について、主催者は一切責任を負いません。

## 11 悪天候等による開催中止の判断

小雨決行(ただし、暴風・大雨時等の判断は、前日の午後6時に決定)

※判断が難しい場合は、出店者各自で、市役所(代表0587-66-1111)にお問い合わせください(事務局からの連絡はありません)。